

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月27日
【事業年度】	第20期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社ピアズ
【英訳名】	Peers Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑野 隆司
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目9番1号 P 西新橋ビル5階
【電話番号】	03-6811-2211
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部部長 栗田 智代
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目9番1号 P 西新橋ビル5階
【電話番号】	03-6811-2211
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部部長 栗田 智代
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高	(千円)	-	-	-	3,484,669	3,130,354
経常利益	(千円)	-	-	-	377,668	137,348
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	-	-	-	238,917	52,125
包括利益	(千円)	-	-	-	236,300	50,743
純資産額	(千円)	-	-	-	2,136,274	2,186,148
総資産額	(千円)	-	-	-	3,138,048	3,018,410
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	471.18	471.15
1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	53.55	11.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	49.76	10.79
自己資本比率	(%)	-	-	-	68.0	72.4
自己資本利益率	(%)	-	-	-	11.2	2.4
株価収益率	(倍)	-	-	-	20.8	75.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	330,483	158,209
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	93,134	305,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	731,020	199,458
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	-	-	2,526,229	1,866,083
従業員数	(人)	-	-	-	86	89
(外、平均臨時雇用者数)		(-)	(-)	(-)	(25)	(11)

(注) 1. 第19期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の(外書)は契約社員及びパートタイマーの人員であり、年間平均雇用人員を記載していません。

4. 2021年10月14日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び株価収益率を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2017年 9月	2018年 9月	2019年 9月	2020年 9月	2021年 9月
売上高 (千円)	1,873,579	1,994,606	2,772,378	3,450,448	2,758,210
経常利益 (千円)	303,022	413,955	487,819	390,637	204,945
当期純利益 (千円)	203,077	266,272	318,212	253,153	128,351
資本金 (千円)	60,000	80,000	424,696	438,212	471,852
発行済株式総数 (株)	61,600	65,600	2,175,000	2,265,300	2,319,900
純資産額 (千円)	554,146	860,756	1,868,953	2,149,127	2,276,610
総資産額 (千円)	1,035,551	1,318,095	2,232,881	3,106,896	3,050,969
1株当たり純資産額 (円)	149.93	218.64	429.60	474.32	490.64
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	30.00	4.29
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	54.95	70.29	78.49	56.74	28.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	71.15	52.73	26.56
自己資本比率 (%)	53.5	65.3	83.7	69.2	74.6
自己資本利益率 (%)	44.9	37.6	23.3	12.6	5.6
株価収益率 (倍)	-	-	17.1	19.6	30.7
配当性向 (%)	-	-	-	26.4	7.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	284,094	46,082	277,493	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	112,257	21,429	23,961	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	55,552	77,246	543,059	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	614,333	716,592	1,558,767	-	-
従業員数 (人)	69	76	83	77	69
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(11)	(15)	(22)	(11)
株主総利回り (%)	-	-	-	84.2	66.1
(比較指標：配当込みTOPIX)	(-)	(-)	(-)	(104.9)	(133.7)
最高株価 (円)	-	-	6,500	4,030	2,333
最低株価 (円)	-	-	2,585	836	1,531

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は2019年6月20日に東京証券取引所マザーズに上場しており、新規上場日から第18期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第16期から第17期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

6. 第16期から第18期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

7. 当社は、2019年3月22日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第16期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 従業員数欄の(外書)は契約社員及びパートタイマーの人員であり、年間平均雇用人員を記載しております。
9. 当社は、第19期より、連結財務諸表を作成しているため、第19期以降のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
10. 第16期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
11. 株主総利回り及び比較指標については、当社は2019年6月20日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場しましたので、第16期から第18期まで記載をしておりません。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、当社は2019年6月20日をもって株式を上場しましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

年月	概要
2005年1月	休眠会社であった有限会社ディ・エス・アカデミー（2002年6月設立）を有限会社ピアズに商号変更し、愛知県名古屋市中区にて事業を開始（資本金300万円）
2005年4月	特定労働者派遣事業の許可を取得
2006年5月	株式会社ピアズに改組（資本金1,000万円）
2006年8月	一般労働者派遣事業の許可を取得
2008年3月	プライバシーマークの認証を取得
2008年12月	ISO27001の認証を取得
2012年8月	中国支社を広島県広島市中区に開設
2012年11月	日本経営品質賞経営革新奨励賞を受賞
2013年6月	関西支社を大阪府大阪市北区に開設
2013年11月	日本経営品質賞経営革新推進賞を受賞
2014年1月	株式会社プロパゲーション（2015年8月株式会社ハロハロビジネスに商号変更）の株式を取得し、子会社化
2014年4月	東京支社を東京都港区に開設
2014年4月	九州支社を福岡県福岡市博多区に開設
2014年7月	東北支社を宮城県仙台市青葉区に開設
2016年2月	北海道支社を北海道札幌市中央区に開設
2017年2月	日本経営品質賞本賞を受賞
2017年6月	北陸支社を石川県金沢市に開設
2017年9月	子会社である株式会社ハロハロビジネスとの資本関係を解消
2017年10月	本店所在地を東京都港区に変更
2018年9月	東北支社、北陸支社を閉鎖
2019年6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年10月	北海道支社を閉鎖
2020年4月	株式会社OneColorsを設立（現・連結子会社）
2020年4月	XERO株式会社を設立（現・連結子会社）
2020年5月	2Links株式会社を設立（現・連結子会社）
2020年8月	株式会社One go One way（現・連結子会社）の株式を取得し、子会社化
2020年11月	株式会社Qualiagramを設立（現・連結子会社）
2021年9月	東海支社、関西支社、中国支社、九州支社を閉鎖

### 3【事業の内容】

当社グループは、前連結会計年度において、株式会社OneColors、XERO株式会社、2Links株式会社を新規設立、株式会社One go One wayの株式を取得、当連結会計年度において、株式会社Qualiagramを新規設立しております。この結果、2021年9月30日現在、当社グループは、当社及び連結子会社5社により構成されることとなりました。なお、当社グループはコンサルティング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントに係る記載を省略しております。

当社は「コンサルティング事業」の単一セグメントではありますが、提供するサービスの内容と実施形態により、「セールスプロモーションサービス」、「働き方革新サービス」、及び「店舗DXサービス」の3つのサービスに分けられます。上記3つのサービス種別に分けて事業の内容を記載いたします。

#### (1) セールスプロモーションサービス

セールスプロモーションサービスでは、通信業界における販売チャネルを総合的に支援するサービスを提供しております。

当社グループは、「通信業界の販売現場で困っているスタッフを助けたい。」という想いから事業を開始し、電気通信事業者（以下「通信キャリア」という。）、販売代理店（キャリアショップや家電量販店等）及び移動体通信端末メーカー等を中心に、コンサルティングや販売支援を展開してまいりました。

本サービスでは、販売代理店が運営するキャリアショップ（通信キャリアのブランドを冠した販売店）や家電量販店に対し、販売を委託する通信キャリアに代わり、業界知見や販売経験を有する当社コンサルタントが、各店舗において抱えている運営課題や販売課題に対する解決策を提案し、あらゆる販売チャネルを総合的に支援することを行っております。

最近では、IT化に伴いエンドユーザー（消費者）との接点が多様化する中で、店頭のみならずオンライン上での接客を推進するなど、時代の変化に合わせた接客ニーズに対応するサービスを提供しております。

#### (2) 働き方革新サービス

働き方革新サービスでは、一般企業の人事総務部を主要顧客とした“働きがい”と“働きやすさ”の双方を追求し「働き方改革」を超える「働き方革新」を推進するサービスを提供しております。

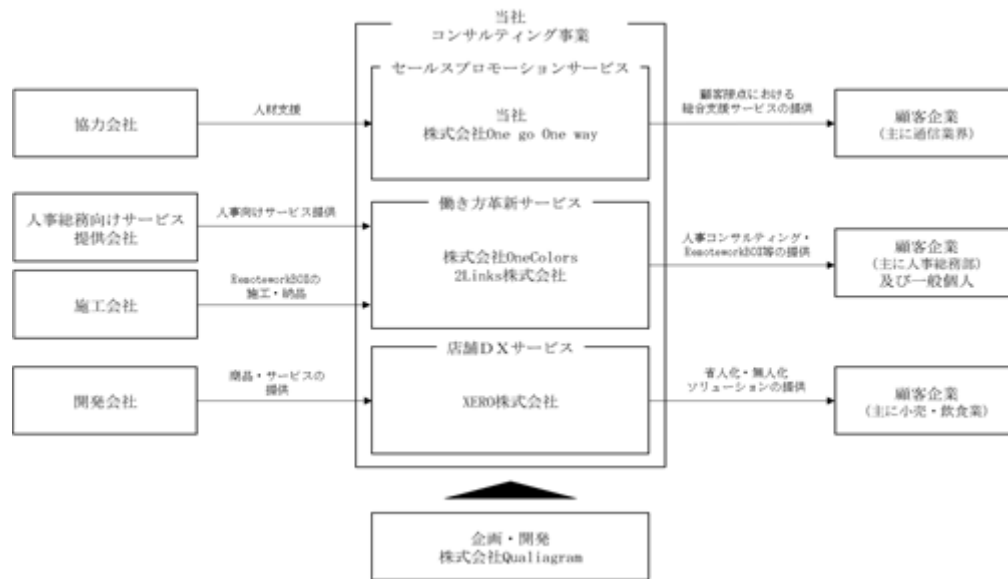
具体的には、2Links株式会社において、リモートワークを安心・安全・便利に行うことができる完全個室型作業スペース「RemoteworkBOX」の設置・運営を行うほか、株式会社OneColorsが、HRの総合商社として企業理念の策定・浸透や育成を行う組織づくりコンサルティング、企業様に合わせた各種人事サービスの提案などを行っております。

#### (3) 店舗DXサービス

店舗DXサービスでは、当社の店舗運営の効率化ノウハウを活かし、小売・飲食業を中心とした店舗運営の省人化・無人化を実現するためのデジタル・トランスフォーメーションを支援するサービスの提供を行っております。

具体的には、XERO株式会社において、飲食店における省人化を実現するモバイルオーダーシステムの「ZEROレジ」の提供を行っているほか、オンライン接客システムの提供や無人での店舗運営を実現するソリューションなど、新しい店舗運営の在り方を提唱するサービスを提供し、あらゆる社会課題の解決に繋げております。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社OneColors	東京都港区	5,000	コンサルティング 事業	100.0	従業員を役員として派遣
(連結子会社) XERO株式会社(注)3	東京都港区	5,000	システム開発、コン サルティング事業	100.0	従業員を役員として派遣
(連結子会社) 2Links株式会社(注)4	東京都港区	5,000	貸事務所業、事務 代行業	60.0	従業員を役員として派遣
(連結子会社) 株式会社One go One way	埼玉県 さいたま市大宮区	1,000	総合支援事業	100.0	コンサルティング 業務委託
(連結子会社) 株式会社Qualiagram	東京都港区	5,000	システム開発、コン サルティング事業	100.0	従業員を役員として派遣

(注) 1. 特定子会社に該当している会社はありません。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 債務超過会社であり、2021年9月末時点で債務超過額は72,937千円であります。

4. 債務超過会社であり、2021年9月末時点で債務超過額は32,209千円であります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
コンサルティング事業	87	(11)
報告セグメント計	87	(11)
その他	2	(-)
合計	89	(11)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員及びパートタイマーは、年間の平均人員を( )外数で記載していません。

### (2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
69(11)	31.7	4.40	5,382

当社はコンサルティング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しく、セグメント別の記載をしていないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数(人)
事業統括本部	57(9)
経営企画部	5(-)
管理部他	7(2)
合計	69(11)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員及びパートタイマーは、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「“無意味な常識”に囚われず“意味のある非常識”を追求し、価値ある社会活動を行う」を企業理念に掲げ、顧客のトータルサポートコンサルティングという観点で柔軟にサービスを展開しております。企業理念を実践するために“ピアズミッション”、“約束”、“ピアズイズム”を掲げ、革新的なサービスを生み出すために日々の従業員教育を行ってまいりました。この企業理念には、過去の成功体験に囚われず、顧客ニーズの変化に対応し、常に新しいソリューションサービスを生み出し続ける意味も含まれており、革新的な取り組みを模索し、積極的に様々な提案を行っております。

#### (2) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、日本国内において少子高齢化に伴い労働生産人口が減少し、働き方改革が叫ばれる一方で、5G/I T、A I、ロボティクスなどの技術進歩によって、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立するDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する動きが活発化しております。

また一方で、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、新しい生活様式が浸透し、今までになかった様々なニーズが生み出されております。当社グループとしては今後もこうした社会情勢や経済動向等の経営環境にも注意を配りながら、革新的なサービスを提案してまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な成長と企業価値向上のため、収益力を高めるとともに経営の効率化を図っております。目標とする経営指標として、成長率を示す売上高前年対比およびサービスKPIを重要な経営指標として位置づけ、積極的かつ戦略的投資ができる体制の強化に取り組んでまいります。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、「New Normal Acceleration～いつかの未来を、いつもの日々に」をコンセプトに掲げ、新たなモノ・コトを積極的に活用していくための活動を社会に広げていくことによって、着実に成長を続けてまいりました。当社は、現状に留まることなく「“無意味な常識”に囚われず“意味のある非常識”を追求し、価値ある社会活動を行う」という企業理念の実現に向け、以下の課題に重点的に対処してまいります。

##### 優秀な人材の確保及び柔軟な働き方の提供

当社グループは、労働力の源泉である人材を「人財」と定義し、当社グループにおける最も重要な経営資源として位置付けており、当然のことながら提供するサービスもそれらの人財に大きな影響を受けるため、人事政策においては、優秀な人財の確保や育成を重大な課題と捉え、取り組んでまいります。

人財の確保においては、事業領域の拡大を加速させるために、高い専門性やスキルを有するエキスパート人材の獲得に注力し事業基盤の強化を図ります。

また、裁量労働制の導入や副業・兼業の解禁など柔軟な働き方ができる環境を整備し、生産性を高めることで事業の拡大を図り、企業価値の向上に努めます。

##### 中長期的な成長に向けた事業ポートフォリオの強化

中長期的な成長を見込むためには、既存のビジネス領域に留まらない新規事業の開発に取り組んでいくことが不可欠であると考えております。

2020年には、新たに子会社4社を設立し、既存事業である通信業界以外での事業の展開を開始しました。受託型の単発案件が中心となる既存事業から、LTV（ライフタイムバリュー）を重視した中長期での収益向上を図るビジネスへと事業ポートフォリオを転換することに取り組んでおります。

また、既存事業においても新たなサービスを開発し収益構造の転換を図るとともに、新たな成長分野への拡大のため、&Aや事業提携も視野に入れた経営・管理を強化してまいります。

##### コーポレートブランドの向上

当社グループは、従来通信業界に特化した事業を展開してきており、ニッチ市場でのブランド構築・向上を行ってまいりました。今後、当社グループが事業領域を拡大し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、これまでよりも広い市場での知名度及びコーポレートブランドの向上が重要であると考えております。

また、優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、費用対効果を見極めながら、サービスの広告宣伝活動のみならず、企業認知度の向上や企業イメージの確立に取り組んでまいります。

なお、ステークホルダーに対する適切な情報開示及び積極的な広報活動を試みることにより、コーポレートブランドの向上を目指していく所存であります。

#### 本部機能の強化

今後の事業規模の拡大、業態の多様化において、本部機能の強化・充実を図ることが持続的な成長には重要であると考えております。今後一層、フロント部門とコーポレート部門の連携を図り、業務効率化の支援を行います。経営課題を解決し事業拡大・成長し続けるために、事業拡大に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、中期経営計画「PEERS TRIPLE GEAR」の達成に向けて大胆な投資にも積極的に取り組んでまいります。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による当社グループの事業等への影響は、現時点において限定的ではありますが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束時期やその他の状況の経過により、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 事業環境に関するリスクについて

#### 通信業界への依存について

現在、当社グループの主要事業は、通信業界に特化しております。同業界は技術革新のスピードが速く、新たな技術やサービスの登場に伴う市場環境の変化が激しいことから、当社グループにおいてもこれらの変化等に迅速に対応していく必要があります。当社グループとしてはそのような変化に対応するべく、日々業界情報にアンテナを張り最新情報の収集を行っております。しかしながら、これらの変化への当社グループの対応が困難又は不十分となった場合には、当社グループが展開する事業に影響が生じ、当社グループの事業存続及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業内容に関するリスクについて

#### 取引依存度の高い取引先について

当社グループの主要な受託先は、NTTドコモグループ（株式会社NTTドコモ及びその企業集団に属する会社を指します。）であり、当社グループの売上高実績に対する依存度は2020年9月期62.8%、2021年9月期52.8%と高い割合になっております。今後とも当社グループは、取引先ニーズの先取り及び幅広い事業展開により同グループとの良好な関係を維持し、取引の維持・拡大に努める方針であります。同グループとの永続的な取引が確約されているものではなく、万一、同グループとの間において、契約条件の重要な変更が生じたり取引高が大幅に減少した場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合について

当社グループが行う通信業界へのセールスプロモーションサービスでは、競合会社が多数存在しております。当社グループといたしましては、創業以来培ってきたノウハウを活かし、通信業界における市場環境の激しい変化に対応した事業推進を行っておりますが、他社に対する優位性が維持できなくなった場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 外注先の確保について

当社グループのコンサルティング事業においては、必要に応じて、協力会社等からサービス提供に必要な人員の確保を行っております。

現状では、人員の内製化および協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保つことに注力しておりますが、協力会社において適正人材が確保できない場合及び外注コストが高騰した場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 法的規制について

当社グループは、「電気通信事業法」及び「独占禁止法」といった規制の直接的な対象ではありませんが、当社グループの主要な販売先において大きな影響を及ぼすため、副次的に規制等に則した対応が求められます。

当社グループは、上記を含む各種法的規制などに関して、それらの法令等を遵守するよう、定期的な勉強会の開催等の方法により社員教育を行うとともに、「リスク・コンプライアンス管理規程」並びにコンプライアンスに対する方針を制定することにより法令遵守体制を整備・強化しておりますが、今後、これらの法令等の改正や当社グループの行う事業そのものが規制の対象となった場合等には、当社グループの事業展開に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報の漏洩リスクについて

当社グループは、顧客の個人情報を取り扱っており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者等に該当いたします。当社グループは、個人情報の適切な保護措置を講ずる体制の構築・維持の一環として、プライバシーマークやISO27001の認証を受けており、個人情報の適切な取扱いに努めております。

しかしながら、万一、個人情報が外部に流出した場合には、当社グループの社会的信用が毀損され企業イメージの低下を招くなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、損害賠償請求等、不測の損害が生じる可能性もあります。

#### 風評リスク

当社グループの顧客において、当社グループの提供するサービスに対して期待以上の成果が得られないと判断された場合、又は当社グループに対して何らかの否定的な風評が広まった場合等には、その内容の真偽に関わらず、当社グループの評判や事業に対する信頼が低下する可能性があります。また、当社グループは、コンプライアンスを重視した営業活動を徹底するため、インターネット掲示板等への書き込み等による否定的な風評に対しても、定期的にモニタリングを実施し、リスク・コンプライアンス委員会において、必要な対応を協議することとしております。そうした対応にもかかわらず、否定的な風評が広まった場合には、顧客や取引先からの信用を失い、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 新規事業について

当社グループでは「New Normal Acceleration～いつかの未来を、いつもの日々に」をコンセプトの基、新たなモノ・コトを積極的に活用していくための活動を社会に広げていくため、また、特定の業界、受託先への依存体制から脱却するために、積極的に新規事業に取り組んでおります。そのため、今後も新規事業に取り組んでいく中で、事業投資が先行し、利益率が低下する可能性があります。また、その新規事業が想定どおりに伸長しない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 事業の運営体制に関するリスクについて

#### 代表者への依存について

当社グループの代表取締役社長である桑野隆司は当社グループの創業者であり、創業以来、代表取締役社長を務めております。同氏は通信業界における豊富な経験や人脈、知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループは、取締役会等における役員及び幹部社員への情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、現状では、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難となった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### 組織体制及び人材の確保・育成について

当社グループは創業以来、比較的少数の役職員数で事業を遂行してきたことから、各業務分野、及び内部管理において少数の人材に依存しております。当社グループでは、特定の人材に過度に依存しないよう、組織体制を整備・強化するとともに、優秀な人材の確保・育成により経営体制を整備し、全般的な経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制の整備・強化を図っております。

しかしながら、当社グループの事業拡大に応じた十分な人材の確保が思うように進まない場合、又は人材の社外流出等、何らかの事由によりこれらの施策が計画通り進行しなかった場合には、当社グループの今後の事業展開及び業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) その他のリスクについて

#### 株式価値の希薄化について

当社グループは役員、従業員及び社外協力者に対し、当社グループの業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権付与によるストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しております。当社グループは今後、新株予約権付与のほか、新株、新株予約権付社債等を発行する可能性があり、これらの発行及び行使により当社グループの1株当たりの株式価値に希薄化が生じる可能性があります。また、これらの行使による需給の変化が当社グループ株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日の前月末（2021年11月30日）現在でこれらの新株予約権による潜在株式数は508,800株であり、発行済株式総数の11.0%に相当しております。

#### 配当政策について

当社グループは、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。そのため、原則として内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。しかしながら、当社グループは配当による株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、各事業年度の経営成績を勘案しながら配当による株主への利益還元を行っていく方針であります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

##### 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産の部は3,018百万円、負債の部は832百万円、純資産の部は2,186百万円であり、自己資本比率は72.4%となりました。

##### a．流動資産

当連結会計年度末における流動資産は2,578百万円となり、前連結会計年度末に比べ356百万円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が660百万円減少した一方、売掛金が278百万円増加したことによるものであります。

##### b．固定資産

当連結会計年度末における固定資産は439百万円となり、前連結会計年度末に比べ236百万円増加いたしました。これは、主に無形固定資産が137百万円、有形固定資産が58百万円増加したことによるものであります。

##### c．流動負債

当連結会計年度末における流動負債は332百万円となり、前連結会計年度末に比べ169百万円減少いたしました。これは、主に短期借入金が200百万円減少した一方、買掛金が76百万円増加したことによるものであります。

##### d．固定負債

当連結会計年度末における固定負債は500百万円となりました。内訳は、長期借入金が500百万円であり、前連結会計年度末より変動はありません。

##### e．純資産

当連結会計年度末における純資産は2,186百万円となり、前連結会計年度末に比べ49百万円増加いたしました。これは、主に資本金が33百万円、資本剰余金が33百万円増加した一方、利益剰余金が15百万円減少したことによるものであります。

## 経営成績の分析

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する緊急事態宣言の再発令、まん延防止等重点措置の適用によって、経済活動が制限される等の厳しい状況が続きましたが、ワクチン接種率の上昇に伴い9月以降は鎮静化へと向かいました。引き続き感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視してまいります。

そのような中、当社グループは、「New Normal Acceleration～いつかの未来を、いつもの日々に」をコンセプトに掲げ、新たなモノ・コトを積極的に活用していくための活動を社会に広げていくことに取り組んでおります。当社は通信業界をメインステージに事業を展開しておりますが、中期戦略において働き方革新およびリテールテック分野へ事業領域の拡大を行っております。

主要なサービスの提供先である通信キャリアの店頭チャネルにおいても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、従来の店舗運営の在り方から大きな変化が求められる中、デジタルを活用した新たなオペレーションの設計、導入支援の需要が増加しました。感染症拡大による環境変化に対応するため、オンライン上で非対面型の接客を行うオンライン接客をはじめとした新しい形式でのサービス提供を行っております。

このように従来オフラインで提供していたサービスをオンライン化して提供することで、緊急事態宣言発令下においても、一定規模の事業活動を継続することができました。しかしながら、急速な拡大にあたって多くの人員をパートナー企業のリソースで賄ったことにより利益率が低下しております。

また、2019年度に急成長した小売・飲食店向けのキャッシュレス推進サービスにおいては、コロナ禍での営業自粛の影響を受け大幅に縮小を行い、今後も大きな投資を予定しておりません。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高3,130百万円（前年同期比10.2%減）、営業利益101百万円（前年同期比69.5%減）、経常利益137百万円（前年同期比63.6%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は52百万円（前年同期比78.2%減）となりました。

なお、当社グループはコンサルティング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

## キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ660百万円減少し、1,866百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は158百万円（前連結会計年度は330百万円の収入）となりました。資金増加・減少の主な要因は、税金等調整前当期純利益133百万円、売上債権の増加額272百万円、法人税等の支払額123百万円等によるものであります。

### b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は305百万円（前連結会計年度は93百万円の支出/前年同期比 327.5%）となりました。資金減少の主な要因は、無形固定資産の取得による支出154百万円、有形固定資産の取得による支出83百万円、投資有価証券の取得による支出50百万円等によるものであります。

### c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は199百万円（前連結会計年度は731百万円の収入）となりました。資金増加・減少の主な要因は、短期借入れの返済による支出200百万円、株式発行による収入67百万円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはコンサルティング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	前年同期比(%)
コンサルティング事業(千円)	3,130,354	11.2
合計(千円)	3,130,354	11.2

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	2,186,983	62.8	1,652,815	52.8
シャープ株式会社	406,014	11.7	310,621	9.9

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 相手先別の売上高は、同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約して記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項につきましては、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表を作成するにあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項」に記載しております。

キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本政策につきましては、財務の健全性や資本効率など当社グループにとって最適な資本構成を追求しながら、会社の将来の成長のための内部留保の充実と、株主への利益還元との最適なバランスを考え実施してまいります。短期運転資金については、自己資金を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達については、金融機関からの長期借入を検討した上で調達しております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,866百万円となっております。

将来の成長のための内部留保については、人材の育成・獲得、システム強化、新規事業開発等の将来の事業展開の財源のための投資に資源を優先的に充当いたします。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

#### 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経営規模に関する指標として売上高前年対比及び経常利益を重要な指標として位置付けております。当連結会計年度においては、売上高3,130百万円、経常利益137百万円となりました。引き続き、収益の拡大及び業務の効率化等に取り組み、収益性の向上に努めてまいります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

##### システム開発委託契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約締結日	契約期間
株式会社ピアズ(当社)	大連東軟荷塘科技有限公司	中国	ZERO 飲食管理 システム	ソフトウェアの 研究開発	2021年6月28日	2021年6月28日から 2021年12月31日まで

#### 5【研究開発活動】

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費の総額は34百万円であります。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は238,209千円であります。その主なものはZEROレジシステムの構築（149,268千円）、ZEROレジ貸出用機材（29,540千円）及び秋葉原営業所開設に伴う工事（25,735千円）によるものであります。

なお、当社グループはコンサルティング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務所設備 ソフトウェア等	8,063	3,585	180,868	192,517	60(10)
秋葉原営業所 (東京都千代田区)	事務所設備	23,833	640	-	24,473	6(1)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含んでおりません。

2. 事業所は全て賃借しており、年間賃借料は59,574千円であります。

3. 前連結会計年度に記載しておりました東海支社、関西支社、中国支社及び九州支社は当連結会計年度において閉鎖したため、主要な設備から除外しております。なお、(注)2の年間賃借料は中国支社については2021年8月、東海支社、関西支社及び九州支社については2021年9月までの賃借料を含んでおります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイム含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

6. 当社グループは、コンサルティング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 国内子会社

2021年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
株式会社 One Colors	本社 (東京都港区)	業務設備	-	137	-	137	7
XERO株式会社	本社 (東京都港区)	業務設備	-	311	-	311	4
2Links株式会社	本社 (東京都港区)	業務設備 ソフトウェア	-	160	6,409	6,569	2
株式会社 One go One way	本社 (埼玉県さいたま市)	業務設備	-	1,252	-	1,534	6

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記金額には消費税等は含んでおりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,872,000
計	7,872,000

(注) 2021年9月7日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月14日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は7,872,000株増加し、15,744,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,319,900	4,639,800	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。
計	2,319,900	4,639,800	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 2021年9月7日開催の取締役会決議により、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,319,900株増加し、4,639,800株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2017年6月11日	2018年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 16 子会社従業員 1 社外協力者 3 (注)6	当社取締役 2 当社従業員 5 (注)7
新株予約権の数(個)	2,100 (注)5	1,350
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 63,000 [ 126,000 ] (注)1.5.8	普通株式 40,500 [ 81,000 ] (注)1.8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167 [ 84 ] (注)2.8	334 [ 167 ] (注)2.8
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2022年6月30日	自 2019年7月1日 至 2022年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167 [ 84 ] 資本組入額 84 [ 42 ] (注)8	発行価格 334 [ 167 ] 資本組入額 167 [ 84 ] (注)8
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2021年11月30日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、その他これに準ずる協力者の地位を有していること。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。
- (3) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は、株式移転計画において定めることを条件とする。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件を勘定の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘定の上、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

#### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

#### (9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等により減少したものを減じた数であります。

6. 第1回新株予約権の「付与対象者の区分及び人数」は、退職等の理由による権利の喪失及び新株予約権の行使により、本書提出日現在において、当社従業員8名となっております。

7. 第3回新株予約権の「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の行使により、本書提出日現在において、当社従業員6名となっております。

8. 2019年3月22日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2018年4月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 4 (注)6
新株予約権の数(個)	1,050
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 31,500 [ 63,000 ] (注)2・7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334 [ 167 ] (注)3・7
新株予約権の行使期間	自 2020年1月1日 至 2023年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 337 [ 169 ] 資本組入額 169 [ 85 ] (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2021年11月30日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個当たりの発行価額は、100円であります。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から、割当日より3年を経過する日までにおいて次に掲げるいずれかの事由が生じた場合に限り、新株予約権者は全ての本新株予約権を行使することができる。

行使価額に10を乗じた価格を上回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に10を乗じた価格を上回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に10を乗じた価格を上回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に10を乗じた価格を上回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）。

- (2) 上記にかかわらず、新株予約権者は2019年9月期の当社の損益計算書に記載される営業利益が、500百万円を下回った場合、それ以降、全ての本新株予約権を行使することができない。
  - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、その他これに準ずる協力者の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が組織再編成行為をする場合において、組織再編成行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為等の条件を勘定の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘定の上、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 第2回新株予約権の「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の行使により、本書提出日現在において、社外協力者1名となっております。
7. 2019年3月22日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役社長 1 当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 7 (注)8
新株予約権の数(個)	294
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,400 [ 58,800 ] (注)1 . 9
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,320 [ 660 ] (注)2 . 9
新株予約権の行使期間	自 2020年4月20日 至 2030年4月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,321 [ 661 ] 資本組入額 661 [ 331 ] (注)9
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2021年11月30日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ、当社が付与株式数の調整が必要と判断する場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2020年3月27日の終値である金1,041円に110%を乗じた価格(小数点以下は切上げ、以下同様)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)に110%を乗じた価格を下回る場合は、当該終値に110%を乗じた価格を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間のいずれかの連続する21取引日間の金融商品取引所における終値の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。  
 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合  
 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合  
 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合  
 その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員にあることを要するものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8)その他新株予約権の行使の条件  
上記3.に準じて決定する。
  - (9)新株予約権の取得事由及び条件  
上記4.に準じて決定する。
  - (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6.新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- 7.新株予約権の目的となる株式の評価額がマイナスの値となったため、新株予約権の発行価格として最低価格である1円/株で評価しております。
- 8.第4回新株予約権の「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の行使により、本書提出日現在において、当社取締役2名、当社従業員4名、当社子会社従業員1名となっております。
- 9.2019年3月22日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2021年9月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役社長 1 当社取締役 2 当社従業員 22 当社子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	900
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 90,000 [ 180,000 ] (注) 1 . 8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,766 [ 883 ] (注) 2 . 8
新株予約権の行使期間	自 2021年9月22日 至 2031年9月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,767 [ 884 ] 資本組入額 884 [ 442 ] (注) 8
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2021年11月30日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ、当社が付与株式数の調整が必要と判断する場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2021年9月6日の終値である金1,745円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間のいずれかの連続する21取引日間の金融商品取引所における終値の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8)その他新株予約権の行使の条件  
上記3.に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件  
上記4.に準じて決定する。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6.新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- 7.新株予約権の目的となる株式の評価額がマイナスの値となったため、新株予約権の発行価格として最低価格である1円/株で評価しております。
- 8.2019年3月22日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2018年5月14日 (注)1	4,000	65,600	20,000	80,000	20,000	45,000
2019年3月22日 (注)2	1,902,400	1,968,000		80,000		45,000
2019年6月19日 (注)3	207,000	2,175,000	344,696	424,696	344,696	389,696
2019年12月31日 (注)4	37,800	2,212,800	3,156	427,852	3,156	392,852
2020年1月31日 (注)4	27,300	2,240,100	4,604	432,457	4,604	397,457
2020年3月31日 (注)4	6,300	2,246,400	526	432,983	526	397,983
2020年8月31日 (注)4	18,900	2,265,300	5,229	438,212	5,229	403,212
2021年8月31日 (注)4	54,600	2,319,900	33,639	471,852	33,639	436,852

- (注)1. 有償第三者割当 4,000株  
発行価格 10,000円  
資本組入額 5,000円  
割当先 (株)3 - SHINE
2. 株式分割(1:30)によるものであります。
3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)  
発行価格 3,620円  
引受価額 3,330.40円  
資本組入額 1,665.20円  
払込金総額 689,392千円
4. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	17	18	9	7	881	933	-
所有株式数 (単元)	-	26	626	12,472	782	28	9,257	23,191	800
所有株式数の割 合(%)	-	0.1	2.7	53.8	3.4	0.1	39.9	100.0	-

(6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社3 - SHINE	東京都港区西新橋三丁目17番7号	1,180	50.86
桑野 隆司	東京都港区	108	4.69
蔭山 恭一	滋賀県栗東市	70	3.01
C L S A L T D (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	18/F, ONE PACIFIC PLACE, 88 QUEENSWAY, HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	67	2.88
二階堂 京介	埼玉県蓮田市	54	2.32
吉井 雅己	東京都港区	54	2.32
井之坂 亮之	愛知県犬山市	54	2.32
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	37	1.61
立石 公彦	愛知県名古屋市東区	35	1.51
堂前 晋平	愛知県名古屋市瑞穂区	32	1.39
計	-	1,692	72.96

(注) 当社は自己株式105株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,319,000	23,190	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	2,319,900	-	-
総株主の議決権	-	23,190	-

(注) 1. 当社は、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

2. 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の株式5株が含まれております。



【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ピアズ	東京都港区西新橋 二丁目9番1号 PMO西新橋ビル 5階	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 1. 当社は、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

2. 上記以外に自己名義所有の単元未満株式5株を保有しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員等が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な財産形成の一助となるよう福利厚生を目的として、従業員持株会制度を導入しております。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社及び子会社の従業員に限定しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	63	138,789
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	105	-	105	-

(注)当期間における取得自己株式には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社グループは、事業展開のための内部留保の充実と成長に応じた株主に対する利益還元について、重要な経営課題と認識しております。当社グループは現在、成長過程にあると考えており、目まぐるしく変化する市場環境において、優先的に事業拡大のための投資を行い、なお一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は配当による株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、各事業年度の経営成績を勘案しながら配当による株主への利益還元を行っていく方針であります。

当事業年度の配当につきましては、このような配当政策に基づき、1株当たり4円29銭の配当を実施することを決定いたしました。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年12月24日 定時株主総会決議	9,951	4.29

なお、当社グループは中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は年1回の期末配当で行うことを基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

今後は収益力の強化や安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況、業績、当社を取り巻く環境、今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い、配当を決定していく方針であります。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を最大限に高めるために、経営の健全性を確保し、株主及び利害関係者等に対し経営の透明性を高め、経営目標を達成するための意思決定の迅速化を図ることは、経営上非常に重視すべきことであると認識しております。企業経営にあたり、企業倫理の確立、チェック機能の強化、コンプライアンス体制の充実、及びリスク管理の徹底を図り、継続的により一層の充実を目指し取り組んでまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

#### a．企業統治の体制とその体制を採用する理由

当社は監査役会制度を採用しており、会社の機関として会社法で定められた株主総会、取締役会及び監査役会に加えて、事業戦略会議において経営上の重要案件及び経営戦略等の審議・検討を実施しております。

#### ・取締役会

当社の取締役会は、本書提出日（2021年12月27日）現在、代表取締役社長桑野隆司が議長を務めており、取締役二階堂京介、取締役栗田智代、取締役藤武寛之の取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催して経営に関する重要事項の審議・決議を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。

#### ・監査役会

当社の監査役会は、本書提出日（2021年12月27日）現在、常勤監査役植村亮仁が議長を務めており、監査役黒田真行、監査役村上亮の監査役3名（全員が社外監査役）で構成され、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会等に出席するとともに、重要書類の閲覧や、代表取締役社長との定期的会合、並びに社内各部門の監査を通じて業務及び財産の状況の調査などを行っております。また、3名の社外監査役により経営監視機能の客観性及び中立性を確保するとともに、常勤監査役と社外監査役との情報共有を行い、経営監視機能の充実を図っています。

なお、監査役は会計監査人及び内部監査室と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

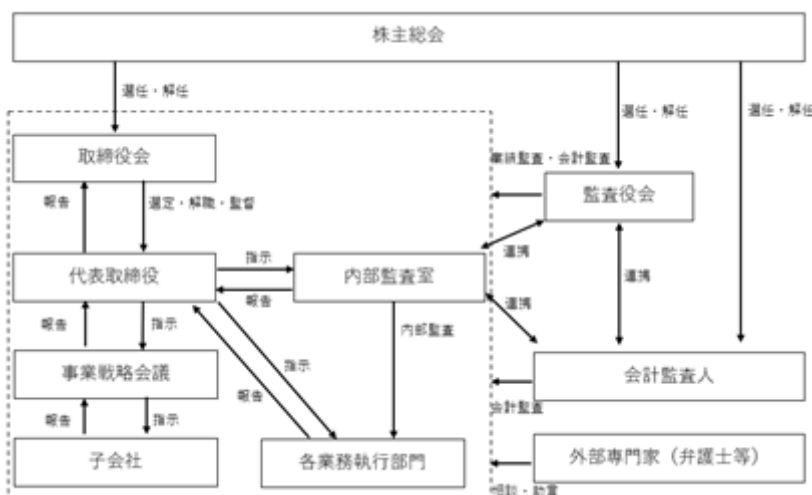
#### ・内部監査室

内部監査については、内部監査室（1名）が、当社の経営活動全般における業務執行が、法規並びに社内ルールに基づいて適切に運用されているかなどの監査を定常的に行うことで、内部統制機能の向上を図っております。

#### ・事業戦略会議

当社の事業戦略会議は、当社取締役、当社管理部門長、当社事業部長及び当社グループ会社の代表取締役社長で構成されており、原則として月1回開催しております。各グループ会社からの業務執行状況の報告等を通じて、各グループ会社に対する監督を行うとともに、当社グループとしての一体感を醸成する場としても機能しております。

b. 当社の機関及び内部統制の関係は次のとおりであります。



c. 内部統制システムの整備状況

内部統制システムについては、上記の企業統治体制の下、取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めた上で、必要な社内規程の制定・改定、ルールの周知・徹底、各種委員会の設置等を行い、取締役・使用人がシステムの適正な運用に努め、内部監査室及び監査役会がこれを厳格に監視・監査できる体制を整備しております。特に、経営の健全性を確保するためのコンプライアンス体制については、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定した上で、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、規範の周知・徹底、内部通報制度の整備・運用によるリスクの回避・極小化に努めております。また、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制については、内部監査室において、財務報告にかかる内部統制システムの整備・運用状況の検証及び内部監査を行うとともに、取締役会及び監査役会への適切な報告を行うことにより、取締役会及び監査役会が継続的にこれを監視、評価、改善できる体制を整備しております。

d. リスク管理体制の整備状況

当社は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、代表取締役社長をリスク・コンプライアンス管理最高責任者として、リスク及びコンプライアンス管理体制の構築及び運用、改善を行っております。また、各部門長をリスク・コンプライアンス管理責任者として、当該部門のリスクの評価及び見直しを行っております。また、内部監査室が、各部門のリスク管理状況の監査を行っております。

e. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の管理は、毎月、事業戦略会議にて職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行っております。

#### 役員の実任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、職務執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含みます。）及び監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）及び社外監査役との間には、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、限定する契約（以下「責任限定契約」という。）を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、社外取締役と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

#### 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### 剰余金の配当等の機関決定

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議をもって毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当の基準日は、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日とする旨を定款に定めております。

また、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

#### 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨を定款に定めております。

( 2 ) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 1名 ( 役員のうち女性の比率14.3% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	桑野 隆司	1976年7月7日生	2001年4月 有限会社ピーカー入社 2005年1月 有限会社ピアズ(現当社) 代表取締役社長就任(現任) 2012年1月 株式会社プロバケーション設立 代表取締役社長就任 2013年7月 株式会社T A G設立 代表取締役社長就任 2014年4月 HalloHallo Business Inc. 取締役就任 2016年7月 株式会社3 - S H I N E 設立 代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	1,288,800 (注) 6
取締役	二階堂 京介	1980年12月13日生	2006年4月 株式会社ファーストリテイリング入社 2007年1月 セントラル自動車株式会社入社 2010年1月 当社入社 2012年9月 当社専務取締役就任 2017年8月 当社非常勤監査役就任 2017年12月 当社常勤監査役就任 2020年12月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	54,000
取締役	栗田 智代 (現姓:大澤)	1981年7月1日生	2005年4月 株式会社大垣共立銀行入行 2009年1月 当社入社 2020年12月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	18,500
取締役	藤武 寛之	1972年5月1日生	1996年4月 株式会社ジェーシービー入社 2012年11月 最高裁判所司法研修所入所 2013年12月 弁護士法人クレア法律事務所入所 2014年6月 ワイズ・ペイメント・ジャパン(株) 監査役就任(現任) 2015年9月 一般社団法人Fintech協会 監事就任(現任) 2016年1月 リンクパートナーズ法律事務所設立 2017年9月 クラウドキャスト株式会社 社外取締役就任(現任) 2018年4月 当社社外取締役就任(現任) 2018年6月 一般社団法人電子決済等代行業者協会 理事就任(現任) 2020年5月 メリービズ株式会社 社外監査役就任(現任) 2020年6月 合同会社Wリンク 業務執行社員就任(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	植村 亮仁	1980年3月31日生	2007年12月 あずさ監査法人 名古屋事務所入所(現 有限責任 あずさ監査法人) 2013年7月 植村亮仁公認会計士事務所設立 所長就任(現任) 2013年8月 税理士法人植村会計設立 所長就任(現任) 2014年2月 当社社外監査役(非常勤)就任 2015年6月 株式会社ヨシックス 社外取締役就任(現任) 2016年7月 株式会社オールハーツ・カンパニー 社外監査役(非常勤)就任 2019年4月 株式会社ビジョナリー 社外監査役(非常勤)就任(現任) 2020年12月 当社社外監査役(常勤)就任(現任) 2021年6月 ユケン工業株式会社 社外取締役就任(現任)	(注) 4	31,500
監査役	黒田 真行	1965年3月13日生	1989年4月 株式会社リクルート入社 2011年4月 株式会社ビズアイキュー 取締役就任 2013年4月 株式会社リクルートメディカルキャリア 取締役就任 2014年9月 ルーセントドアーズ株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 2016年9月 株式会社グローバルウェイ 社外取締役就任(現任) 2020年12月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 5	-
監査役	村上 亮	1975年9月25日生	2000年4月 株式会社日本旅行入社 2002年1月 株式会社マイナビ入社 2008年10月 KLab株式会社入社 2011年11月 KCJ GROUP株式会社入社 2014年11月 村上H R 研究所設立 所長就任 2015年6月 株式会社kokonotsu設立 代表取締役社長就任(現任) 2020年4月 株式会社SAKURUG 社外取締役就任(現任) 2020年12月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 5	-
計					1,392,800

- (注) 1. 取締役藤武寛之は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 監査役植村亮仁、黒田真行、村上亮は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 2020年12月25日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年3月6日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2020年12月25日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 代表取締役社長桑野隆司の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社3-SHINEが所有する株式数を含んでおります。
7. 所有株式数の欄は、2021年9月30日現在で表示しております。なお、当社は、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

#### 社外役員の状況

当社の取締役4名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役3名全員が社外監査役であります。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役藤武寛之は、弁護士として企業法務・コンプライアンス分野において豊富な知識・経験を有していることから、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと考えております。

社外監査役植村亮仁は、公認会計士として財務・会計に関する豊富な知識・経験を有していること、また、上場会社の独立役員としての知見を有していることから、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと考えております。

社外監査役黒田真行は、人材ビジネス等を中心とする企業経営を担った豊富な経験と、経営戦略に関する深い見解を有していることから、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと考えております。

社外監査役村上亮は、人事・労務分野等を中心とする企業経営を担った豊富な経験と、経営戦略に関する深い見解を有していることから、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと考えております。

社外監査役植村亮仁は当社普通株式を31,500株有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、その他の社外取締役及び社外監査役につきましては、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席するほか各種会議に出席し中立的・専門的な観点から意見を述べております。また、社外監査役は監査役会における監査役間での情報・意見交換、内部監査室及び会計監査人との連携により、監査の有効性及び効率性を高めております。



(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、本書提出日（2021年12月27日）現在、監査役3名（全員が社外監査役）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。また、社外監査役の植村亮仁は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画や、内部統制システムの整備・運用状況の確認、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性や、取締役の職務執行及び経営判断の妥当性についてであります。また、各監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、経営の適法性・妥当性について確認するとともに、年間の監査計画に基づいた業務監査等を通じて取締役の職務執行についての監査を行っております。

常勤監査役の活動として、会計監査人と定期的に会合を開催しており、必要に応じて意見聴取及び意見交換を行うことで連携を図っております。また、常勤監査役が、内部監査担当者の内部監査に同行もしくは報告を受け、内部監査の状況、内部統制の評価結果を共有することで内部監査室との連携を図っております。

なお、当連結会計年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役会の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
植村 亮仁	12	12
黒田 真行	12	9
村上 亮	12	9

内部監査の状況

当社では、内部監査室（1名）が内部監査を実施しております。内部監査では「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的、効果的に運営されているかを確認しております。

また、内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 森本 泰行氏  
指定有限責任社員 業務執行社員 瀧浦 晶平氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社における監査法人の選定方針と理由は、業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準を総合的に勘案し、選定を行っております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会社法等関連規定の遵守、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準を考慮し、総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	17,800	-	17,800	-
連結子会社	-	-	-	-
計	17,800	-	17,800	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人から監査計画について説明を受け、内容及び工数等につき妥当と判断しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する内容及び決定方法

a. 基本方針

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の方針について決定しております。当社の取締役の報酬は、会社の経営成績及び個人の貢献度並びに期待される役割に照らした報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

b. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、その他会社の業績等を考慮し、社外取締役及び社外監査役を含む3名で構成する任意の報酬委員会（以下、「報酬委員会」という。）の協議のうえ、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、年度ごとに具体的金額を決定するものとしております。

c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の非金銭報酬等は、主にストックオプションとし、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、当社の新株予約権を発行付与するものとしております。当社の各取締役に對する付与数については、業績並びに当該取締役の評価等に鑑み、取締役会が決定するものとしております。

d. 金銭報酬または非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、業績貢献などを踏まえ、取締役会が決定するものとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	36,920	36,900	20	7
監査役 (社外監査役を除く)	2,250	2,250	-	1
社外役員	14,700	14,700	-	5

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年12月24日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）です。

2. 監査役の報酬限度額は、2018年12月24日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

3. 当事業年度末日現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2020年12月25日開催の第19回定時株主総会の終結の時をもって辞任した取締役1名、2020年12月31日付で辞任により退任した取締役3名が含まれているためであります。

4. 当事業年度末日現在の監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、2020年12月25日開催の第19回定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役2名（うち異動をした監査役1名）が含まれているためであります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的である投資株式は、主に株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものであり、純投資目的以外の目的である投資株式は、業務提携及び取引の維持・強化等を目的とするものであります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携、取引の維持・強化等の事業活動を行う上で必要があると判断される場合に限り、株式を保有します。但し保有の意義が希薄と判断される保有株式については、順次売却し、縮減して行くことを基本方針とします。取締役会は、毎年個別の保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やコストが資本コストに見合っているかを検証し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施します。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	51,977
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	50,000	資本業務提携および新たな事業機 会の創出
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

- d. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が、主催する研修・セミナーへの参加等を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,526,229	1,866,083
売掛金	286,619	565,591
電子記録債権	94,260	87,811
その他	28,013	66,259
貸倒引当金	-	6,996
流動資産合計	2,935,122	2,578,750
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	14,655	53,551
工具、器具及び備品(純額)	3,198	23,159
その他(純額)	182	0
有形固定資産合計	18,036	76,711
無形固定資産		
ソフトウェア	45,111	38,008
ソフトウェア仮勘定	-	149,268
のれん	22,307	17,846
無形固定資産合計	67,419	205,123
投資その他の資産		
投資有価証券	1,977	51,977
長期貸付金	27,984	20,988
繰延税金資産	23,360	25,617
敷金	48,787	47,207
保険積立金	21,493	24,688
その他	37	8,333
貸倒引当金	6,170	20,988
投資その他の資産合計	117,469	157,825
固定資産合計	202,925	439,660
資産合計	3,138,048	3,018,410
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	87,681	164,486
短期借入金	200,000	-
未払金	42,497	55,922
未払費用	45,309	49,531
未払法人税等	60,775	20,060
預り金	12,949	16,704
賞与引当金	21,900	17,400
その他	30,662	8,157
流動負債合計	501,773	332,261
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
固定負債合計	500,000	500,000
負債合計	1,001,773	832,261

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	438,212	471,852
資本剰余金	403,212	436,852
利益剰余金	1,293,282	1,277,450
自己株式	-	230
株主資本合計	2,134,706	2,185,924
新株予約権	184	224
非支配株主持分	1,382	-
純資産合計	2,136,274	2,186,148
負債純資産合計	3,138,048	3,018,410

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	3,484,669	3,130,354
売上原価	2,614,837	2,211,910
売上総利益	869,831	918,443
販売費及び一般管理費	538,272	817,202
営業利益	331,559	101,241
営業外収益		
受取利息及び配当金	635	820
助成金収入	55,188	60,384
その他	281	2,900
営業外収益合計	56,106	64,105
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	6,170	21,813
支払利息	2,068	2,663
支払手数料	-	2,368
為替差損	907	-
その他	849	1,153
営業外費用合計	9,997	27,998
経常利益	377,668	137,348
特別損失		
固定資産除却損	-	3,942
投資有価証券評価損	10,000	-
特別損失合計	10,000	3,942
税引前当期純利益	367,668	133,406
法人税、住民税及び事業税	136,078	84,920
法人税等調整額	4,709	2,257
法人税等合計	131,368	82,663
当期純利益	236,300	50,743
非支配株主に帰属する当期純損失( )	2,617	1,382
親会社株主に帰属する当期純利益	238,917	52,125



【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
当期純利益	236,300	50,743
包括利益	236,300	50,743
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	238,917	52,125
非支配株主に係る包括利益	2,617	1,382

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	424,696	389,696	1,054,364	1,868,757
当期変動額				
新株の発行	13,515	13,515		27,031
親会社株主に帰属する当期純利益			238,917	238,917
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	13,515	13,515	238,917	265,949
当期末残高	438,212	403,212	1,293,282	2,134,706

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	196	-	1,868,953
当期変動額			
新株の発行			27,031
親会社株主に帰属する当期純利益			238,917
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11	1,382	1,371
当期変動額合計	11	1,382	267,320
当期末残高	184	1,382	2,136,274

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	438,212	403,212	1,293,282	-	2,134,706
当期変動額					
新株の発行	33,639	33,639			67,279
剰余金の配当			67,957		67,957
親会社株主に帰属する当期純利益			52,125		52,125
自己株式の取得				230	230
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	33,639	33,639	15,831	230	51,217
当期末残高	471,852	436,852	1,277,450	230	2,185,924

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	184	1,382	2,136,274
当期変動額			
新株の発行			67,279
剰余金の配当			67,957
親会社株主に帰属する当期純利益			52,125
自己株式の取得			230
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	39	1,382	1,343
当期変動額合計	39	1,382	49,874
当期末残高	224	-	2,186,148

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	367,668	133,406
減価償却費	13,554	33,426
のれん償却額	-	4,461
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,170	21,813
賞与引当金の増減額(は減少)	4,734	4,500
助成金収入	55,188	58,610
受取利息及び受取配当金	635	820
支払利息	2,068	2,663
為替差損益(は益)	907	2,552
有形固定資産除却損	-	3,942
投資有価証券評価損益(は益)	10,000	-
売上債権の増減額(は増加)	151,929	272,523
棚卸資産の増減額(は増加)	3,705	3,666
未収入金の増減額(は増加)	122	85
前払費用の増減額(は増加)	3,851	12,132
仕入債務の増減額(は減少)	14,302	76,805
未払金の増減額(は減少)	8,740	13,424
未払費用の増減額(は減少)	12,386	4,222
未払消費税等の増減額(は減少)	1,726	19,516
未収消費税等の増減額(は増加)	1,431	12,808
前受金の増減額(は減少)	4,400	4,400
その他の資産の増減額(は増加)	12	736
その他の負債の増減額(は減少)	2,924	3,574
その他	5,971	4,161
小計	475,621	90,280
利息及び配当金の受取額	635	820
利息の支払額	2,068	2,663
法人税等の支払額	198,893	123,331
助成金の受取額	55,188	57,245
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>330,483</b>	<b>158,209</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	10,000	50,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 6,845	2 -
有形固定資産の取得による支出	2,985	83,427
無形固定資産の取得による支出	32,762	154,782
差入保証金の回収による収入	10	10
敷金の差入による支出	2,356	14,543
敷金の回収による収入	-	1,682
保険積立金の積立による支出	3,195	3,195
貸付けによる支出	35,000	7,770
貸付金の回収による収入	-	6,996
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>93,134</b>	<b>305,030</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	200,000	200,000
長期借入れによる収入	500,000	-
自己株式の取得による支出	-	230
配当金の支払額	-	66,546
株式の発行による収入	26,936	67,229
新株予約権の発行による収入	84	90
非支配株主からの払込みによる収入	4,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	731,020	199,458
現金及び現金同等物に係る換算差額	907	2,552
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	967,462	660,146
現金及び現金同等物の期首残高	1,558,767	2,526,229
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,526,229	1 1,866,083

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	株式会社OneColors XERO株式会社 2Links株式会社 株式会社One go One way 株式会社Qualiagram

当連結会計年度より、株式会社Qualiagramを新規設立したことに伴い、子会社5社を連結の範囲に含めております。

また、非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等については、入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	4年

無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益の計上基準

役務提供契約に係る売上の計上基準

役務提供契約に係る売上は、実現主義の原則に基づき、役務の提供が完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で認識しております。なお、複数の業務内容を含み、かつ、契約期間も複数月にわたる契約については、個々の業務について、顧客から完了確認を受けた時点でこれらの条件を満たすものと判断し、売上を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)  
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による主な影響として、これまで本人取引として収益を総額で認識していた取引の一部について、代理人取引として収益を純額で認識することになります。当該会計基準の適用による影響は軽微です。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。



(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」に表示していた「雇用調整助成金」は、当連結会計年度より「営業外収益」の「助成金収入」と表示しております。この表示の変更は、前連結会計年度においては助成金収入が雇用調整助成金のみであったため、「雇用調整助成金」として掲記していたものの、当連結会計年度においては雇用調整助成金以外の助成金収入があったため、「助成金収入」として掲記することによるものであります。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「雇用調整助成金」に表示していた55,188千円は、「営業外収益」の「助成金収入」として表示しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて検討しております。新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期を予測することは困難な状況にあり、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、当連結会計年度末の状況から悪化しないとの前提で、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	78,731千円	30,691千円

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	105,300千円	77,724千円
給料及び手当	91,291	160,605
賞与	4,899	5,147
賞与引当金繰入額	3,600	5,219
減価償却費	7,149	13,398
地代家賃	63,990	85,881
支払報酬	63,990	120,996

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,175,000	90,300	-	2,265,300
合計	2,175,000	90,300	-	2,265,300

(注) 当社は、2021年10月14日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っておりますが、「発行済株式」については、当該株式分割前の株式数で記載しております。

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 90,300株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	105
	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	79
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	184

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月25日 定時株主総会	普通株式	67,957	利益剰余金	30.0	2020年9月30日	2020年12月28日

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,265,300	54,600	-	2,319,900
合計	2,265,300	54,600	-	2,319,900

（注）当社は、2021年10月14日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っておりますが、「発行済株式」については、当該株式分割前の株式数で記載しております。

（変動事由の概要）

ストック・オプションの権利行使による増加 54,600株

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
自己株式				
普通株式	-	105	-	105
合計	-	105	-	105

（注）当社は、2021年10月14日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っておりますが、「自己株式」については、当該株式分割前の株式数で記載しております。

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる増加 105株

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	105
	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	29
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	90
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	224

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月25日 定時株主総会	普通株式	67,957	利益剰余金	30.00	2020年9月30日	2020年12月28日

(注) 当社は、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	9,951	利益剰余金	4.29	2021年9月30日	2021年12月27日

(注) 当社は、2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	2,526,229千円	1,866,083千円
現金及び現金同等物	2,526,229	1,866,083

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

株式の取得により新たに株式会社One go One wayを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにOne go One way社株式の取得価額とOne go One way社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	20,162千円
固定資産	619
のれん	22,307
流動負債	23,090
One go One way社株式の取得価額	20,000
One go One way社現金及び現金同等物	13,154
差引: One go One way社取得のための支出	6,845

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場の株式および投資事業組合出資等であり、発行体の信用リスクに晒されております。長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。敷金は、賃借物件において供託しているため、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等、預り金は1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び、残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち72.1%が特定の大口顧客に対するものでありますが、格付けの高い信用できる企業であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2020年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,526,229	2,526,229	-
(2) 売掛金	286,619	286,619	-
(3) 電子記録債権	94,260	94,260	-
(4) 長期貸付金	35,000		
貸倒引当金( )	6,170		
	28,829	28,829	-
資産計	2,935,938	2,935,938	-
(1) 買掛金	87,681	87,681	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払金	42,497	42,497	-
(4) 未払法人税等	60,775	60,775	-
(5) 預り金	12,949	12,949	-
(6) 長期借入金	500,000	500,000	-
負債計	903,902	903,902	-

( )個別計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2021年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,866,083	1,866,083	-
(2) 売掛金	565,591	565,591	-
(3) 電子記録債権	87,811	87,811	-
(4) 長期貸付金	27,984		
貸倒引当金( )	27,984		
	-	-	-
資産計	2,519,486	2,519,486	-
(1) 買掛金	164,486	164,486	-
(2) 未払金	55,922	55,922	-
(3) 未払法人税等	20,060	20,060	-
(4) 預り金	16,704	16,704	-
(5) 長期借入金	500,000	500,000	-
負債計	757,173	757,173	-

( )個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金における貸倒懸念債権については、回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、長期貸付金には流動資産のその他に含まれる1年内回収予定の長期貸付金も含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

変動金利による短期借入金及び長期借入金は、変動金利が短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
投資有価証券(非上場株式)	1,977	11,977
投資事業有限責任組合等への出資	-	40,000
敷金	48,787	47,207
保険積立金	21,493	24,688

これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含まれておりません。



3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,526,229	-	-	-
売掛金	286,619	-	-	-
電子記録債権	94,260	-	-	-
長期貸付金	7,016	27,984	-	-
合計	2,914,125	27,984	-	-

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,866,083	-	-	-
売掛金	565,591	-	-	-
電子記録債権	87,811	-	-	-
長期貸付金	6,996	20,988	-	-
合計	2,526,482	20,988	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	500,000	-	-	-
合計	200,000	-	500,000	-	-	-

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金	-	500,000	-	-	-	-
合計	-	500,000	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年9月30日)

非上場株式(貸借対照表計上額1,977千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2021年9月30日)

非上場株式(貸借対照表計上額51,977千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(2020年9月30日)

前連結会計年度において、その他有価証券(非上場株式)について10,000千円の減損処理を行っております。なお、減損処理については、期末における合理的に算定された価額が帳簿価額に比べて50%以下に下落した場合は減損処理を行っております。

当連結会計年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社監査役 1名 当社従業員 16名 子会社従業員 1名 社外協力者 3名	社外協力者 4名	当社取締役 2名 当社従業員 5名	当社代表取締役社長 1名 当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 195,300株	普通株式 58,800株	普通株式 55,200株	普通株式 84,000株
付与日	2017年6月14日	2018年5月1日	2018年8月20日	2020年4月20日
権利確定条件	付与日(2017年6月14日)以降、権利確定日(2019年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年5月1日)以降、権利確定日(2020年1月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年8月20日)以降、権利確定日(2019年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与されておりません。(注) 3
対象勤務期間	自 2017年6月14日 至 2019年7月1日	自 2018年5月1日 至 2020年1月1日	自 2018年8月20日 至 2019年7月1日	規定はありません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2022年6月30日	自 2020年1月1日 至 2023年4月30日	自 2019年7月1日 至 2022年6月30日	自 2020年4月20日 至 2030年4月20日

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社代表取締役社長 1名 当社取締役 2名 当社従業員 22名 子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 90,000株
付与日	2021年9月22日
権利確定条件	付与されておりません。(注) 4
対象勤務期間	規定はありません。
権利行使期間	自 2021年9月22日 至 2031年9月22日

- (注) 1. 第1回新株予約権の「付与対象者の区分及び人数」は、退職等の理由による権利の喪失及び新株予約権の行使により、本書提出日現在において、当社従業員8名となっております。  
第2回新株予約権の「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の行使により、本書提出日現在において、社外協力者1名となっております。  
第3回新株予約権の「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の行使により、本書提出日現在において、当社従業員6名となっております。  
第4回新株予約権の「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の行使、当社監査役の退任(当社取締役に就任)及び当社従業員の当社取締役就任により、本書提出日現在において、当社取締役2名、当社従業員4名、当社子会社従業員1名となっております。
2. 株式数に換算して記載しております。なお、2019年3月22日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。
3. 第4回新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間のいずれかの連続する21取引日間の金融商品取引所における終値の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。  
当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合  
当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合  
当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合  
その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
  - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員にあることを要するものとする。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 第5回新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間のいずれかの連続する21取引日間の金融商品取引所における終値の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。  
当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合  
その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
  - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	90,000
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	90,000
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	67,200	31,500	40,500	79,800	-
権利確定	-	-	-	-	90,000
権利行使	4,200	-	-	50,400	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	63,000	31,500	40,500	29,400	90,000

(注) 2019年3月22日付株式分割（普通株式1株につき30株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	167	334	334	1,320	1,766
行使時平均株価(円)	1,850	-	-	1,850	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	3	-	1	1

(注) 2019年3月22日付株式分割（普通株式1株につき30株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,358千円	2,294千円
未払費用	2,623	2,416
賞与引当金	6,705	5,327
敷金	1,338	1,338
投資有価証券評価損	5,748	5,748
貸倒引当金	1,889	8,568
税務上の繰越欠損金(注)2	9,721	45,144
その他	190	68
繰延税金資産小計	33,575	70,907
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	9,721	45,144
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	494	145
評価性引当額小計(注)1	10,215	45,290
繰延税金資産合計	23,360	25,617
繰延税金資産の純額	23,360	25,617

(注)1. 評価性引当額が発生した理由は、主に子会社の繰越欠損金が発生したためであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	-	-	9,721	9,721
評価性引当額	-	-	-	-	-	9,721	9,721
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	-	-	45,144	45,144
評価性引当額	-	-	-	-	-	45,144	45,144
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	2.8	26.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	2.2
住民税均等割	0.5	1.6
同族会社に対する留保金課税	1.9	5.1
連結子会社の税率差異	0.2	1.9
その他	0.5	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.7	61.9

(資産除去債務関係)

当社グループは不動産賃貸借契約に基づき使用するオフィスに対して、退去時における原状回復義務を有しております。当該資産除去債務に関しては、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を敷金から直接控除し、費用に計上する方法によっております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはコンサルティング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報に係る記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

類似の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	2,186,983	コンサルティング事業
シャープ株式会社	406,014	コンサルティング事業

(注) 売上高は、同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約して記載しております。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

類似の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	1,652,815	コンサルティング事業
シャープ株式会社	310,621	コンサルティング事業

(注) 売上高は、同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約して記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】  
前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	コンサルティング事業	その他	全社・消去	合計
当期末残高	22,307	-	-	22,307

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	コンサルティング事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	4,461	-	-	4,461
当期末残高	17,846	-	-	17,846

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	桑野 隆司	被所有 直接 4.7%	当社 代表取締役	新株予約権の行使	63,756	-	-

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	471.18円	471.15円
1株当たり当期純利益金額	53.55円	11.48円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	49.76円	10.79円

(注) 1. 当社は2021年10月14日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,136,274	2,186,148
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,567	224
(うち新株予約権(千円))	(184)	(224)
(うち非支配株主持分(千円))	(1,382)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,134,706	2,185,924
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,530,600	4,639,590

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	238,917	52,125
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	238,917	52,125
普通株式の期中平均株式数(株)	4,461,518	4,539,733
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	339,886	291,950
(うち新株予約権(株))	(339,886)	(291,950)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第5回新株予約権 900個

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年9月7日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月14日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2021年10月13日(水曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	2,319,900株
今回の分割により増加する株式数	2,319,900株
株式分割後の発行済株式数	4,639,800株
株式分割後の発行可能株式総数	15,744,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2021年9月29日
基準日	2021年10月13日
効力発生日	2021年10月14日

(4) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2021年10月14日以後に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下の通り調整いたします。

新株予約権(発行決議日)	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権(2017年6月11日)	167円	84円
第2回新株予約権(2018年4月30日)	334円	167円
第3回新株予約権(2018年8月5日)	334円	167円
第4回新株予約権(2020年3月30日)	1,320円	660円
第5回新株予約権(2021年9月7日)	1,766円	883円

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年10月14日を効力発生日として、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、787万2,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,574万4,000株とする。

3. その他

今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。

(資金の借入)

当社の子会社である2Links株式会社は、2021年12月13日開催の取締役会決議において、資金の借入について決議を行い、借入を実行しております。詳細は、以下のとおりとなります。

用途	運転資金
借入先	株式会社東京スター銀行
借入金額	100,000千円
借入実行日	2021年12月20日
返済期限	2022年12月15日
担保の有無	無
保証の有無	有(当社の子会社である2Links株式会社の借入に対する連帯保証)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	500,000	500,000	0.17	2023年5月～ 2023年8月
合計	700,000	500,000	-	-

(注)1.平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	500,000	-	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	595,913	1,550,016	2,387,523	3,130,354
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	65,070	223,127	214,262	133,406
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	38,703	136,145	103,418	52,125
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	8.54	30.05	22.83	11.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当 たり四半期純損失( )(円)	8.54	21.51	7.23	11.23

(注)2021年10月14日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これに伴い前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,426,123	1,643,491
売掛金	276,145	437,989
電子記録債権	94,260	87,811
仕掛品	605	7,371
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	8,500	70,250
前払費用	11,045	13,745
その他	8,134	55,527
貸倒引当金	-	6,996
流動資産合計	2,824,813	2,309,190
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	14,655	31,896
工具、器具及び備品(純額)	3,198	4,225
有形固定資産合計	17,853	36,122
無形固定資産		
ソフトウェア	40,037	31,599
ソフトウェア仮勘定	-	149,268
無形固定資産合計	40,037	180,868
投資その他の資産		
投資有価証券	1,977	51,977
関係会社株式	46,000	56,000
出資金	10	-
長期貸付金	27,984	20,988
関係会社長期貸付金	61,500	313,750
繰延税金資産	23,360	25,061
敷金	48,010	45,130
保険積立金	21,493	24,688
その他	27	8,179
貸倒引当金	6,170	20,988
投資その他の資産合計	224,192	524,788
固定資産合計	282,083	741,779
資産合計	3,106,896	3,050,969
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	86,239	151,899
短期借入金	200,000	-
未払金	20,232	41,495
未払費用	38,205	35,628
未払法人税等	56,867	13,324
預り金	11,201	13,200
賞与引当金	21,900	17,400
その他	23,123	1,410
流動負債合計	457,769	274,359
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
固定負債合計	500,000	500,000
負債合計	957,769	774,359

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	438,212	471,852
資本剰余金		
資本準備金	403,212	436,852
資本剰余金合計	403,212	436,852
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,307,518	1,367,912
利益剰余金合計	1,307,518	1,367,912
自己株式	-	230
株主資本合計	2,148,943	2,276,385
新株予約権	184	224
純資産合計	2,149,127	2,276,610
負債純資産合計	3,106,896	3,050,969



【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	3,450,448	1 2,758,210
売上原価	1 2,602,451	1 1,979,080
売上総利益	847,996	779,130
販売費及び一般管理費	1, 2 505,042	1, 2 594,454
営業利益	342,954	184,676
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 723	1 3,788
業務受託料	1 1,486	1 5,752
助成金収入	55,188	33,504
その他	281	2,854
営業外収益合計	57,680	45,899
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	6,170	21,813
支払利息	2,068	2,663
為替差損	907	-
その他	849	1,153
営業外費用合計	9,997	25,630
経常利益	390,637	204,945
特別損失		
投資有価証券評価損	10,000	-
固定資産除却損	-	3,942
特別損失合計	10,000	3,942
税引前当期純利益	380,637	201,002
法人税、住民税及び事業税	132,193	74,352
法人税等調整額	4,709	1,701
法人税等合計	127,483	72,651
当期純利益	253,153	128,351

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		46,487	1.8	96,136	4.8
労務費		436,437	16.8	313,258	15.8
経費		2,120,132	81.4	1,576,450	79.4
当期総原価		2,603,056	100.0	1,985,846	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		605	
合計		2,603,056		1,986,451	
期末仕掛品たな卸高		605		7,371	
売上原価合計		2,602,451		1,979,080	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

経費のうち主なものは、外注費 1,547,203千円(前事業年度 2,078,250千円)であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	424,696	389,696	389,696	1,054,364	1,054,364	1,868,757
当期変動額						
新株の発行	13,515	13,515	13,515			27,031
当期純利益				253,153	253,153	253,153
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	13,515	13,515	13,515	253,153	253,153	280,185
当期末残高	438,212	403,212	403,212	1,307,518	1,307,518	2,148,943

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	196	1,868,953
当期変動額		
新株の発行		27,031
当期純利益		253,153
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	11	11
当期変動額合計	11	280,174
当期末残高	184	2,149,127

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	438,212	403,212	403,212	1,307,518	1,307,518	-	2,148,943
当期変動額							
新株の発行	33,639	33,639	33,639				67,279
剰余金の配当				67,957	67,957		67,957
当期純利益				128,351	128,351		128,351
自己株式の取得						230	230
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	33,639	33,639	33,639	60,393	60,393	230	127,442
当期末残高	471,852	436,852	436,852	1,367,912	1,367,912	230	2,276,385

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	184	2,149,127
当期変動額		
新株の発行		67,279
剰余金の配当		67,957
当期純利益		128,351
自己株式の取得		230
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	39	39
当期変動額合計	39	127,482
当期末残高	224	2,276,610

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合等については、入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	4年

(2) 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 重要な収益の計上基準

役務提供契約に係る売上の計上基準

役務提供契約に係る売上は、実現主義の原則に基づき、役務の提供が完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で認識しております。なお、複数の業務内容を含み、かつ、契約期間も複数月にわたる契約については、個々の業務について、顧客から完了確認を受けた時点でこれらの条件を満たすものと判断し、売上を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)  
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(貸借対照表)

従来、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、重要性が乏しくなったため当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「投資その他の資産」の「長期前払費用」27千円は「その他」27千円として組み替えております。

なお、当事業年度の「長期前払費用」は409千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」の「その他」1,768千円は「業務受託料」1,486千円、「その他」281千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
短期金銭債権	9,457千円	100,096千円
長期金銭債権	61,000	313,750
短期金銭債務	3,787	14,146

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業取引による取引高	5,911千円	106,049千円
売上高	-	16,727
仕入	807	20,342
外注費	703	36,432
支払報酬	4,400	23,150
その他	-	9,396
営業取引以外の取引による取引高	1,574	8,721

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度92%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	95,400千円	53,850千円
給料及び手当	87,091	137,626
賞与	4,899	4,747
賞与引当金繰入額	3,600	5,219
減価償却費	7,149	12,755
地代家賃	63,310	74,654
支払報酬	61,944	100,482

(有価証券関係)

前事業年度(2020年9月30日)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	46,000
合計	46,000

当事業年度(2021年9月30日)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	56,000
合計	56,000



( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 9月30日 )	当事業年度 ( 2021年 9月30日 )
繰延税金資産		
未払事業税	5,017千円	1,660千円
未払費用	2,469	2,416
賞与引当金	6,705	5,327
敷金	1,338	1,338
投資有価証券評価損	5,748	5,748
貸倒引当金	1,889	8,568
その他	190	-
繰延税金資産計	23,360	25,061
繰延税金資産の純額	23,360	25,061

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 9月30日 )	当事業年度 ( 2021年 9月30日 )
法定実効税率	30.6%	30.6%
( 調整 )		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	1.3
住民税均等割	0.4	0.9
同族会社に対する留保金課税	1.8	3.4
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.5	36.1

( 重要な後発事象 )

( 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更 )

「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首帳簿価額 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	期末帳簿価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	期末取得原価 (千円)
有形固定資産							
建物	14,655	25,735	3,942	4,551	31,896	7,400	39,296
工具、器具及び備品	3,198	3,309	0	2,282	4,225	8,027	12,253
有形固定資産計	17,853	29,044	3,942	6,833	36,122	15,427	51,550
無形固定資産							
ソフトウェア( )	40,037	152,048	-	11,217	180,868	33,417	214,286
無形固定資産計	40,037	152,048	-	11,217	180,868	33,417	214,286

( ) ソフトウェア仮勘定含む

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(資産の種類)	(増減)	(内容)	(金額)
建物	増加	秋葉原営業所開設に伴う工事	25,735千円
ソフトウェア	増加	ZEROレジシステムの構築	149,268千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,170	21,813	-	27,984
賞与引当金	21,900	17,400	21,900	17,400

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は電子公告により行う。 ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは以下の通りであります。 <a href="https://peers.jp/">https://peers.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第19期）（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）2020年12月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年12月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第20期第1四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出

（第20期第2四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出

（第20期第3四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年12月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2021年9月7日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2021年9月22日関東財務局長に提出

2021年9月7日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月27日

株式会社ピアズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 本 泰 行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧 浦 晶 平

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアズの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアズ及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結会計年度末を跨ぐ帯案件契約に関する売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社はコンサルティング事業において、セールスプロモーションサービス、働き方革新サービス及び店舗DXサービスを提供している。このうちのセールスプロモーションサービスに係る契約の中には、複数の業務内容を含み、かつ、契約期間も複数月にわたるもの（以下「帯案件契約」という。）がある。帯案件契約については、個々の業務に対して顧客から月次で完了確認を受け一方で、顧客への請求が契約全体の業務の完了後にまとめて行われている。当連結会計年度において、年度末を跨ぐ帯案件契約に係る売上高は10,436千円計上されている。</p> <p>注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(4)重要な収益の計上基準」に記載されているとおり、セールスプロモーションサービスを含む役務の提供に係る売上は、実現主義の原則に基づき、役務の提供が完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で認識される。会社は帯案件契約に含まれる個々の業務について、顧客から完了確認を受けた時点でこれらの条件を満たすものと判断し、売上を認識している。</p> <p>契約期間が連結会計年度末を跨ぐ帯案件契約に含まれる個々の業務に係る売上については、主に以下の理由から不適切な連結会計年度に計上されるリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帯案件契約に含まれる個々の業務は顧客からの完了確認をもって売上は計上されているものの、請求は複数月の役務提供完了分をまとめて行うことが契約により定められており、契約期間が長く、また売上計上から入金までの期間も長いことから不適切な売上計上がなされる機会が多いこと</li> </ul> <p>以上から、当監査法人は、契約期間が連結会計年度末を跨ぐ帯案件契約に関する売上高の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、契約期間が連結会計年度を跨る帯案件契約に関する売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>売上の認識プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売部門とは独立した部門の担当者が、売上の認識時点と、役務提供の顧客からの完了確認を示す業務完了報告書又は検収書の完了確認日付を照合し、また、契約書及び注文書の契約条件との整合性を確認する統制</li> </ul> <p>(2) 適切な期間に、適切な金額で売上計上されているか否かの検討</p> <p>売上が適切な連結会計年度に、適切な金額で計上されているか否かを検討するため、連結会計年度末を跨ぐ帯案件契約の全件について、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書又は注文書を閲覧し予定された収益認識時期を確認したうえで、役務提供についての顧客からの完了確認を示す業務完了報告書又は検収書の完了確認日付と、売上計上日付を照合した。</li> <li>・ 顧客に対して役務提供の時期及び業務量を提示するために、役務提供開始前に発行された業務計画書に記載された業務量と、売上計上額の算定の基礎となった業務量との整合性を確認した。そのうえで、売上計上額の算定の基礎となった業務量と契約書又は注文書において定められた単価を用いて、売上計上金額を再計算した。</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係



会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月27日

株式会社ピアズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 本 泰 行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧 浦 晶 平

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアズの2020年10月1日から2021年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアズの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(事業年度末を跨ぐ帯案件契約に関する売上高の期間帰属の適切性)

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「事業年度末を跨ぐ帯案件契約に関する売上高の期間帰属の適切性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「連結会計年度末を跨ぐ帯案件契約に関する売上高の期間帰属の適切性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。